

東京都所管社会福祉法人本部に送付しています。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.99 平成24年2月17日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

新会計基準適用のモデル経理規程、同細則、補助簿様式例が示されました。

— 東社協ホームページに掲載します。内容照会は作成者あて
—
— お願いします —

厚生労働省は、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を示し社会福祉法人会計基準の改正を行った。新会計基準の適用の開始は平成24年度からであるが、平成26年度までは現行基準での処理が認められることとされている。(平成27年度からは全て新基準が適用されることとなる。)

新基準への移行にあたり各法人において経理規程の改正を行わなければならないことから、全国経営協では、新会計基準に対応した「モデル経理規程」の策定を行い、本日(2月17日)、本会ホームページに掲載した。

全国社会福祉施設経営者協議会では、「社会福祉法人の会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号通知)発出に伴い、「社会福祉法人モデル経理規程(平成12年3月31日 厚生省社会・援護局施設人材課施設係長事務連絡)」を策定・公表し関係各位へのご参考に供しておりました。

そして今般、新たに、上記局長通知とともに課長通知「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」が併せて発出されており、その中で下記の通り経理規程についてその位置付けが明らかにされています。

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」

1 管理組織の確立(一部省略)

(4) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

この新たに発出された通知の施行に伴い、全国社会福祉施設経営者協議会においては「社会福祉法人モデル経理規程」の全面的な見直しを行いました。

本モデル経理規程は社会福祉法人に画一的な規程の作成を強いるものではなく、各法人は、本モデル経理規程を参考資料のひとつとして活用いただき、それぞれの事情に応じた法人独自の経理規程を策定し、管理組織の運営に役立つことができれば幸甚に存じます。

(以上、経営協No.27及び全社協モデル経理規程前文より一部加筆の上転載)

以下は、東社協福祉施設経営相談室のコメントです。

- 1 モデル経理規程、モデル経理規程細則、補助簿様式例はいずれも全社協(経営協)が作成したものです。このうち、モデル経理規程については、厚労省との協議を経ており、平成24年3月中に12年前と同様に厚生省社会・援護局施設人材課施設係長事務連絡にてモデル経理規程が各都道府県・指定都市・中核市社会福祉法人指導担当者あて「参考までに送付される」模様です。
- 2 モデル経理規程、モデル経理規程細則、補助簿様式例の内容に係る照会は、当相談室ではなく、作成者である下記あてできればメールにてお願いします。
社会福祉法人 全国社会福祉協議会(全国社会福祉施設経営者協議会)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-7819 FAX.03-3581-7928
メールアドレス:hashi-teruyuki@shakyo.or.jp
(全社協法人振興部 蓮子(はし)参事)
- 3 東社協では、上記モデル経理規程をより深める立場から、平成24年5月(予定)発行の「社会福祉施設・事業者のための規程集(会計編)」において、宮内忍会計専門相談員(公認会計士)の「実務上の留意点」を付したモデル経理規程の搭載を予定しています。
- 4 なお、新会計基準への移行事務マニュアルについては、宮内忍公認会計士が、4月末発行をめどに現在執筆中でありますことをお伝えします。

以上